

道路旅客運送業における 労働時間に関する説明会

令和6年
留萌労働基準監督署



For people, for life, for the future



はじめに



令和6年4月1日以降、
自動車運転者に対する労働時間に関する法規制
が新たに適用になっています。

新たに適用される主な法規制は、
時間外労働の上限規制
改正改善基準告示
となっている。



時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制について



時間外労働の上限規制とは、

時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合(いわゆる特別条項)にも上限を設定するもの

実は令和2年3月31日以前……

適用猶予業種となっている事業等及び特別条項を設定する場合には、法的な時間外労働の上限がなかった。

時間外労働の上限規制について



時間外労働の上限規制に関する適用の経緯

平成31年4月1日

大企業に対して施行(適用猶予業種を除く)

令和2年4月1日

中小企業に対して施行(適用猶予業種を除く)

令和6年4月1日

すべての企業に対して施行(一部の事業、業務に例外あり)

時間外労働の上限規制について



自動車運転の業務に対する上限規制

原則 : 1か月45(42)時間、1年360(320)時間

特別条項 : 1年960時間

※()内は1年単位の変形労働時間制を採用している場合

一般業種に対する上限規制

原則 : 1か月45(42)時間、1年360(320)時間

特別条項 : 1年720時間、

月45時間を超過可能な回数は6回まで

時間外労働と休日労働の合計 :

1か月100時間未満

複数月の平均が1か月80時間以下

※()内は1年単位の変形労働時間制を採用している場合

時間外労働の上限規制について



時間外労働・休日労働に関する協定届について

1日8時間、週40時間を超過して労働させる場合は、所轄労働基準監督署に、時間外労働・休日労働に関する協定届(通称、36協定)を届け出る必要がある。

労働者の代表と、労使協定を締結する。



労使協定の内容を36協定に記載する。



36協定を所轄労働基準監督署に提出する。



36協定を労働者の見やすい位置に掲示するなどして周知する。

時間外労働の上限規制について



時間外労働・休日労働に関する協定届について

自動車運転の業務を行う事業場が使用する36協定は大きく分けて以下の通り
(例外あり)

	特別条項	限度基準
様式9号	なし	通常:1か月45時間、年間360時間 時間外労働休日労働の合計:1か月100時間未満、複数月平均80時間以下
様式9号の2	あり	通常:1か月45時間、年間360時間、 特別条項:月45時間超6回、年720時間 時間外労働休日労働の合計:1か月100時間未満、複数月平均80時間以下
様式9号の3の4	なし	共通 通常:1か月45時間、年間360時間 自動車運転の業務以外 時間外労働休日労働の合計:1か月100時間未満、複数月平均80時間以下
様式9号の3の5	あり	共通 通常:1か月45時間、年間360時間 自動車運転の業務従事者 特別条項:年960時間 自動車運転の業務以外 特別条項:月45時間超6回、年720時間 時間外労働休日労働の合計:1か月100時間未満、複数月平均80時間以下

時間外労働の上限規制について



時間外労働・休日労働に関する協定届の記載に伴う注意事項

(1) 厚生労働省が提示している令和6年4月1日以降の36協定の様式を使用すること。

→ 令和6年3月31日以前の様式では、必要記載事項が満たせない

(2)(任意)となっている項目以外は全て記載すること。

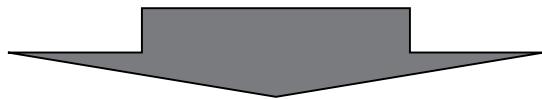
(3) チェックボックスは必ずチェックを入れること。

時間外労働の上限規制について



時間外労働・休日労働に関する協定届の記載に伴う注意事項

- (4) 記載内容が法令の基準の範囲内であること。
- (5) 各項目で「別紙のとおり」等記載している場合、当該別紙が必要記載事項、法令の基準等を満たすこと。
※別紙で労使協定書を添付する場合が多く見られるが、労使協定書が従来の書式であり、上限規制や36協定の新様式に適用していない事例も認められる。



必要記載事項の記載漏れ、法令違反（限度時間超等）の記載等がある場合、監督署では受理できないことがあります。

時間外労働の上限規制について



様式9号の3の4

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の3の4（第70条関係）

労働保険番号	<input type="checkbox"/>											
法人番号	<input type="checkbox"/>											

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号） (〒) (電話番号： - - -)	協定の有効期間										
			所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数 1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)									
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類 労働者数 (満18歳以上) (任意)	法定労働時間 を超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)			
											1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	
												起算日 (年月日)	
① 下記②に該当しない労働者													
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者													
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類 労働者数 (満18歳以上) (任意)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻							

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

時間外労働の上限規制について



自動車運転の業務を行う事業向け(様式9号の3の4)について例示。

時間外労働 休日労働に関する協定届													
事業の種類		事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間									
		(〒 - - -)	(電話番号: - - -)										
時間外労働	① 下記②に該当しないが、 ② 1年単位の変形労働により労働する労働者	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については330時間まで)								
		法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)								
<p>労働保険番号と法人番号は確実に記載してください</p> <p>(任意)以外の欄は、一か月45時間以内、1年360時間以内の範囲内で記載してください。</p> <p>起算日を記載してください</p>													
<p>業務の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>労働者数 (満18歳 以上の者)</th> <th>所定休日 (任意)</th> <th>労働させることができる 法定休日の日数</th> <th>労働させることができる 休日における始業及び終業の時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table> <p>「時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務)</p> <p><input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p>						労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる 休日における始業及び終業の時刻				
労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる 休日における始業及び終業の時刻										
<p>協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(</p> <p>上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者の場合の事業場の主たる労働者の過半数を代表する者であること。</p> <p><input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p> <p>上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p> <p>使用者 職名 _____ 労働基準監督署長殿</p>													

時間外労働の上限規制について



様式9号の3の5 1枚目

様式第9号の3の5（第70条関係）

時間外労働に関する協定届 休日労働

労働保険番号	<input type="text"/>																															
都道府県	所轄	管轄			基幹番号		枝番号		被一括事業者番号																							
法人番号	<input type="text"/>																															

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）					協定の有効期間				
					(〒　—　—　—　—　—　—　—)									
					(電話番号：—　—　—　—　—　—　—　—)									
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	1日	延長することができる時間数					1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 (年月日)		
							所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)			
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数					労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻				

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に從事する労働者は除く。）。

(チェックボックスにチェック)

時間外労働の上限規制について



自動車運転の業務を行う事業向け(様式9号の3の5 2枚目)について例示。

様式第9号の3の5 (第70条関係)

時間外労働
休日労働に関する協定届 (特別条項)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合			業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)	
延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				限度時間を超え て労働させること ができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	法定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数	法定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数
① 下記②以外の者										
② 自動車の運転の業務に 従事する労働者										
限度時間を超えて労働させる場合における手続										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的な内容)							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に 従事する労働者は除く。)										
<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名
氏名)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

時間外労働の上限規制について



自動車運転の業務を行う事業向け(様式9号の3の5 1枚目)について例示。

様式第9号の3の5 (第70条関係)

		する協定届		労働保険番号		法定雇用者 勤業 営業 基幹番号 枝番号 被一括事業者番号									
		法人番号		事業の所在地(電話番号)						協定の有効期間					
		(〒 一)								(年月日)					
時間外労働	時間外労働させる 必要的ある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日を記載 してください			
												1年 (①については360時間まで ②については320時間まで)		起算日 (年月日)	
(① 下記②に該当しない労働者)		(任意)以外の欄は、一か月45時間以内、1年360時間以内の範囲内で記載してください。													
(② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者)															
休日労働	休日労働させる必要のある具体的な事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月に かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業 務に従事する労働者は除く。)。															
チェックボックスにチェックして ください															
かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業 務に従事する労働者は除く。)															
<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)															

時間外労働の上限規制について



自動車運転の業務を行う事業向け(様式9号の3の5 1枚目)について例示。

様式第9号の3の5 (第70条関係)

時間外労働 休日労働に関する協定届 (特別条項)

臨時に限度時間を超えて労働させる場合における手続	<p>①は1か月100時間未満、回数6回以内、1年720時間で記載する必要がある。</p> <p>②は自動車運転業務従事者であるため、年960時間のみ。</p>																					
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">1箇月</td> <td colspan="2">法定及び休日労働を合算した時間数。 ついては100時間未満に限る。)</td> <td colspan="2">960時間</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>起算日 (年月日)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											1箇月		法定及び休日労働を合算した時間数。 ついては100時間未満に限る。)		960時間		①	起算日 (年月日)			
1箇月		法定及び休日労働を合算した時間数。 ついては100時間未満に限る。)		960時間																		
①	起算日 (年月日)																					
① 下記②以外の者																						
② 自動車の運転の業務に従事する労働者																						

起算日を記載してください

1箇月		法定及び休日労働を合算した時間数。 ついては100時間未満に限る。)		960時間	
①	起算日 (年月日)				
延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率
法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率
法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率
法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率
法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率
法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率
法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率
法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率

労働組合の場合はその名称
労働者代表の職名、氏名、選出方法を記載してください。

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理的地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

年 月 日

使用者
職名
氏名

労働基準監督署長殿

チェックボックスにチェックしてください

本の内容)
<input type="checkbox"/> (チェック)
5称又は労働者の過半数を代表する者の 氏名)
<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理的地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)



改善基準告示について

改善基準告示改正について



改善基準告示とは

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定された。

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

令和6年4月1日より、時間外労働の上限規制の適用とともに、改善基準告示が改正され、従来と比較して、基準が厳しくなったため、より労働時間の管理や運行計画の策定等が重要となった。

改善基準告示改正について



改善基準告示に係る用語の確認

○「拘束時間」:

労働時間と休憩時間の合計時間。すなわち、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間

○「休息期間」:

勤務と勤務との間にある、使用者の拘束を受けない期間
休憩時間や仮眠時間とは性質が異なるもの

○「休日」:

自動車運転業務従事者は休息期間 + 24 時間の連續した時間
一般労働者は午前0時から24時間(0時から24時まで)

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇1年・1か月、52週・4週平均1週の拘束時間
以下の(1)(2)のいずれかの基準を選択

(1) 1年:3300時間以内、1か月281時間以内

例外として

貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、
乗合バス、高速バス、貸切バスに乗務する者

については労使協定により、1年のうち6か月までは
1年3400時間以下、1か月294時間以内
1か月284時間超えの月は連続4か月まで

改善基準告示改正について



改善基準告示(令和6年4月1日適用)に関するQ&Aより 一部抜粋

Q 例えば、出勤予定の自動車運転者Aが欠勤し、運行管理者Bが代わりに運転をする場合、運行管理者Bに改善基準告示は適用されますか。

A 改善基準告示の対象者は、法第9条に規定する労働者であって、四輪以上の自動車の運転の業務に主として従事する者をいいます。

「自動車の運転の業務に主として従事する」か否かは、個別の事案の実態に応じて判断することとなります。実態として、物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分を超えており、かつ、当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分を超えることが見込まれる場合には、「自動車の運転の業務に主として従事する」者に該当します。したがって、自動車運転者Aの欠勤のため、運行管理者Bが代わりに運転をする場合であって、Bが当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分を超えることが見込まれないときは、Bは「自動車の運転の業務に主として従事する」者には該当しません。

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇1年・1か月、52週・4週平均1週の拘束時間
以下の(1)(2)のいずれかの基準を選択

(2) 52週:3300時間以内

4週間平均で1週あたり:65時間以内

ただし、

貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者
乗合バス、高速バス、貸切バスに乗務する者

については労使協定により、52週のうち24週までは
52週3400時間以下、4週平均1週68時間以内
4週平均1週68時間超えの週は連続16週まで

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇1日の拘束時間

1日13時間以内(延長する場合でも15時間以内)

ただし、

1日14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努める必要があり、1週間に3回までが目安。

また、14時間を超える日が連續することも望ましくない。

改善基準告示改正について

改正改善基準告示

◆1日の休息時間

勤務終了後、継続11時間以上与えることを基本として、9時間を下回らない。



改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◆2日平均1日の運転時間

2日を平均した1日あたりの運転時は9時間以内。

◆4週平均1週の運転時間

4週を平均した1週あたりの運転時は40時間以内。

ただし、

貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、
乗合バス、高速バス、貸切バスに乗務する者

について、労使協定により52週のうち16週までは、
52週の総運転時間が2080時間を超えない範囲において、4週
平均1週の運転時間を44時間まで延長可能。

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇連続運転時間

連続運転時間は4時間以内。

運転の中斷時は原則、休憩を与えること。

運転の中斷は30分以上与えること。

運転の中斷は分割可能で、1回連続10分以上。

ただし、

高速バス運転者及び貸切バス運転者が高速道路等を運行する場合は、連続運転時間をおおむね2時間までに務めること。

また、

軽微な移動を行う必要が生じた場合、その記録がある限り当該時間を連続運転時間から除外可能(上限30分)

改善基準告示改正について



改善基準告示(令和6年4月1日適用)に関するQ&Aより 一部抜粋

Q 連続運転時間には、次の場合も、カウントするのでしょうか。

- ①渋滞中にアイドリングストップでエンジンが停止した場合
- ②サービスエリアなどの駐車の順番待ちのため、走行、停車を繰り返し、少しずつ前に進む場合

A 連続運転時間とは、バス運転手が連續して運転している時間であり、「運転の中止」に該当しない一時的な停車時間は連続運転時間となります。したがって、例えば設問の①②の場合における停車時間は、あくまで走行中に一時に停車している状態に過ぎず、すぐに車両を動かさなければならない状態のため、連続運転時間となります。

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇予期し得ない事象への対応時間の取り扱い

バス運転者が、事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、

1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から、予期し得ない事象への対応時間を除外可能。

この取り扱いをした場合、通常通りの休息期間を与えること。

※1か月の拘束時間からは除外できないため、適切な時間管理等が必要となる

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇予期し得ない事象への対応時間の取り扱い

予期し得ない事象への対応時間とはいかにより生じた運行遅延

- (1) 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- (2) 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- (3) 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- (4) 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

※単純な道路渋滞等は該当しない。

※予期しえない事象を特定できる客観的な記録が必要であり、運転日報等の運行記録のみでは認められない。

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇特例

(1) 分割休息

業務の都合上、勤務終了後継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、1か月を限度とした一定期間において、全勤務回数の1／2を限度に、分割して与えることが可能。

この場合、分割された休息は1回当たり継続4時間以上、合計1時間以上とすること。(最大2分割まで)

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇特例

(2) 2人乗務

バス1台に対して、2人以上の運転手が乗務し、車両内にバス運転手の専用の座席として、身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席が少なくとも1台以上確保されている場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮可能。

さらに、

①車両内にベッドが設けられ、又は②上記の専用座席を設けた上でカーテン等により他の乗客からの視線を遮断する措置が講じられている場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可能。

改善基準告示改正について



改善基準告示(令和6年4月1日適用)に関するQ&Aより 一部抜粋

Q 2人乗務特例について

- ①運転者が運転している間、もう一人が座席や車両内ベッドで仮眠することは認められるのでしょうか。
- ②その場合、仮眠している時間は休息期間として認められるのでしょうか。

A ①走行中の座席や車両内ベッドの利用にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえ、安全な乗車を確保できるようにする必要があります。したがって、当該車両内ベッドにおいて、安全な乗車を確保できない場合には、2人乗務において使用することは当然に認められません。

②休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間を言います。勤務と次の勤務の間にあって、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられる時間であり、休憩時間や仮眠時間等とは本質的に異なる性格を有するものです。したがって、仮眠時間は休息期間には該当しないため、拘束時間として計算する必要があります。

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇特例

(3) 隔日勤務

業務の都合上やむを得ない場合、2暦日の拘束時間が21時間を超えず、かつ、勤務終了後継続20時間以上の休息期間をあたる場合に限り隔日に従事させることが可能。

ただし、

事業場内仮眠施設又は同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠を与える場合には、2週について3回を限度に2暦日の拘束時間を24時間まで延長可能。

2週における総拘束時間を126時間を超えないこと。

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇特例

(4)フェリー

勤務の途中にフェリーに乗船する場合、乗船している時間は休息期間として取り扱い、本来与えるべき休息期間から除外可能。

ただし、除外後の休息期間は、フェリーライフから勤務終了時刻までの時間の1／2以上とすること。

また、フェリー乗船時間が9時間を超える場合、フェリーライフから次の勤務が開始されること。

改善基準告示改正について



改正改善基準告示

◇その他

(1) 適用除外業務

- ・災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- ・人命又は公益を保護するために法令の規定又は国若しくは地方公共団体の要請等に基づき行う運転の業務

(2) 休日の取り扱い

休息期間に24時間を加算した連続した時間であり、30時間以上とすること。

したがって、通常運転で継続33時間(9時間+24時間)、隔日勤務で継続44時間(20時間+24時間)となる。



御清聴ありがとうございました。

今回の説明内容を含め御質問・不明点等があれば
留萌労働基準監督署 監督・安衛課(TEL 0164-42-0463)
までお問い合わせください。